

が同胞姊妹が、殊勝にも、彼等の特技としての優美なる舞踊を、たまさか晴れの場所にて、競ひ演じやうといふのに、誰か其美を發揮してはやらぬのか。何ぞ之を助長し獎勵してはやらぬのか。孟子曰く、人先づ己を悔つて後、人之を悔る。宜なる哉言や。凡そ人は、自ら卑む程、其害の大なるものはない。自ら卑むが爲めに、自卑心を生じ、自ら卑むが爲めに、自暴自棄となり、自ら卑むが爲めに、他を害するに至るのである。一口に藝者風情とはいふものゝ、彼等さりとて又自ら好むで、憂き川竹に身を沈めたものでもあるまい。さてまさかに、生れながらにして、泥水に浸されたわけでもなく、而かも彼等の境遇と社會の壓迫とは、益々彼等をして自ら卑ましめ、しむるに如かぬ。

而して後人亦彼を卑み、遂に社會の風教を害するに至るのである。果して然らば、何ぞ翻つて、彼等の氣品を高むるに努めぬのか。何ぞ徐ろに、彼等の自重心を養ふことを計らぬのか。而して其氣品を高め、其自重心を養ふには、一に全く、彼等の藝術の神聖を自覺せしむるに如かぬ。

清少納言の枕の草紙に、凡そ小さきものは、何でも可愛いと書いてある。之には吾輩年少の頃より、最も同感であつたが、是れ畢竟、抵抗力がないだけに、可愛さうなのである。馬の子の母を慕うて、後へに附き隨ふさまなど、いひしらずいとしいものである。霜のあした、納豆賣る母の背中に、苦しくしはぶきながら、さすらひ歩く

幼な子は、暖衣飽食する吾子よりも、寧ろ可愛ゆく思はるゝのが人情ではないか。凡そ人の親として、不具の子ほどいとしいものはないといふ。而して藝妓なるものは、實に社會の不具者である。果して然らば、苟且にも一縣に長官たるもの、眼から觀れば、猶ほひとしほ、憐れがまさなければならぬ筈である。蓋し治者たるものは、民の慈母嚴父ではないか。又實際、此精神と此態度を以てしなくては、到底圓滿に行政の目的を達することは出來ない。徒らに民を以て、法令の死文を執行するの目的とし、唯だ機械的に、警察力を以て之を取締るに止まるのならば、法律を二三年學んだ者なら、誰にでも出来る。故に曰く、威壓的なるよりは助長的なれ、消極的なるよりは積極的なれ、而して機械的なるよりは、宜しく精神的なるべしと。活きたる行政の眞髓は、實に茲に存するのである。

(大正元年十一月十七日)

二十四、尊き犠性

東京市なる湯島小學校は、此程、市川附近に遠足を試み、歸途、乗船江戸川の中流に轉覆して、満都の父兄を驚殺せしめた。而して其中三人の兒童は、終に果敢なき最後を遂げ、けふは其三人目の葬式である。親ごたちの切なる思、誠に同情の涙に堪えぬ。

檢事局は、老いたる舟夫を、過失殺人犯として検舉し、裁判所は、之に有罪の判決を下した。是亦不常識と冷酷とに於て、識者の譏を招ぎ、延ゐて司法權の威嚴を失墜した。

余や不肖と雖、血と涙とに於ては、敢て人後に落ちぬ覺悟である。

又人並の常識だけは持つて居るつもりである。余は新聞紙に依つて、此椿事を知つた殺剝、嘲、學校と受持教員との責任、斷じて容るすべからずと絶叫した。何を以てか、學校の責任を問ふ。何が故に、受持教員の責任といふ。乞ふ、余の論する所を聞け。

由來學校が、其固有の責任と大なる天職を自覺せざること、並に其精神力と自重心を欠缺せることは、抑も生徒入學の際からして、明かに證明されて居る。今其一例を舉ぐれば、入學證書なるものは、一體何の事か。之を差入れしむる必要が、何くにかある。教育上にまで、證文が要るのか。而かも何と書かする。「本人御校に入學御許可之上は、御規則等堅く相守らせ可申は勿論、本人の身上より生ずる一切之事件は、拙者引受け聊か御迷惑相掛け申間敷候」といふ文句を、一列一體、活版すりにして取つて居る。三錢の印紙なんぞを貼らせて……何たるざまか。此子此生徒を、一旦此學校で引受けた以上は、吾子も同然、人に後指は決して指させ申さぬ。たゞひ親達でも容赦はない。學校には學校の主義理想がある。人の厄介には決してならぬ。此子の所爲は學校の所爲である。此子の身上に就いては、學校自から絕對の責任を負ふといふ、決心と態度を持つることが、なせ出來ぬのか。學校には天賦の權力がある。絕對無限の威力がある。無我一念の精神力がある。而して神聖にして侵すべからざる理想がある。それに何ぞや、身元引受證書とは。何たる意氣、

地のないことか。何たる恥晒らしか。况んや、或る意味に於ては、法律上無効の證書なるに於てをや。いやもう支離滅裂である。學校の遠足なるものは、正科の一部である。教室で本を教へるばかりが、教育ぢやない。遠足は即ち地理歴史其他の學科の見學であつて、且つ平素の訓練が、どの位行届いて居るかの試験である。然るに學校は、此場合に附添人を許して居る。教室内や運動會では許さなくて、ひとり遠足の場合にのみ許すとは何事か。假りに數歩を譲つて、遠足を以て物見遊散なりとするも、苟くも學校の仕事である以上は、學校自ら其全力を注ぐべく、敢て人手を借るの必要はない。否、他人をたよるなどといふ量見は、學校の天職に背くものである。

又學校には不可侵の權威がある。よしむば附添を希望する向があつても、斷然拒絕すべきである。而して若し、學校の力の及ばぬことなら、初めから企てぬがよい。而かも猶ほ之を斷行する以上は、學校は之に對して、全責任を負はなければならぬ。是れ即ち固有の責任である。

湯島小學校も亦御多分に漏れず、此遠足に附添を許した。其實自ら希望したのかも知れぬ。而して其限添人の中には、當歳の嬰兒を背負うた少女があつて、共に溺れて助かつた。世人は之を問題にして居らぬが、假令其命は助かつたとはいへ、是れ實に容易ならぬ事件である。之を要するに、學校が此遠足に附添を介入せしめたるは、

教育の根本義を解せざるものであつて、従つて自己の全力を注がざりしこと、固有の責任を盡さざりしことを論斷すべきである。

以上は教育の根本論であつて、學校全體の責任に關するものであるが、次に、各個事件の内容に付て、學校の受持教員が、とかく相當の注意を缺き、適當の措置を誤ることは、吾輩屢々之を實驗して居る。例へば遠足の折でも、一寸電車の線路を踏み切るにしても、二列行進其儘の隊形で、ばらくぞろくと駆け出して居る。其中電車が無遠慮に疾走し來つて、危く中斷されて、又もや周章てて、ばらくぞろくの醜體を繰り返す。それでは平素の訓練も、兵式體操も何もありはしない。若し吾輩をして指揮者たらしめば、全隊を

幾部隊かに分つて、線路に沿うて、踏み切るべき方向に對つて、二列若くは四列の横隊と爲し、電車の間隙を見計つて、一聲高く、十歩前へ駆足進めと號令を下す。若し萬一電車進行し來らば、磐石の如く其前に立塞つて、車體を白眼み付けて居る。何でもないことであるが、此位の能力と、此位の精神力を發揮して居る職員は、見受くる所一人もない。従つて此事件の受持教員も亦當人からして、其免責の事由を辯明し、十分の反證を擧げざる以上は、一應其責任を推定しなければならぬ。而かも裁判所の判決は、唯だ法律上の責任を問ふのみに止まるが、德義上の責任、教育上の責任を、終に如何せむんとするか。(大正二年六月一日)

二十五、歌舞音曲の停止は小學校の唱歌に及ぶべきか

勅令を以て、一定の期間、歌舞音曲を停止したる場合に、小學校は唱歌の正科を廢し、音樂學校は、當然休校すべきかといふ問題である。東京高等師範學校の附屬小學校に學びつゝある吾が長子に、唱歌はあした御休みかえと問へば、なせと反問した。

でも、あしたから三日間、歌舞音楽の御停止だものといへば、

だつて、唱歌はお勉強ぢやないか。唱歌を歌つて悪いのなら、全體お休みにする筈だ

と答へた。無心の子供の判断は、中々尊い。果して同校は、其通り断行したのである。

去つて。吾縣下は如何にと見れば、之は又正反對に、殆ど申合はせたかの如く、皆御遠慮まよひ申上げたらし。何れにしても、之は重大事件である。文部大臣は、断じて其何れかを懲戒しなければならぬ。唱歌若し其適用を受くるとせば、高等師範學校長並に其主事は、勅

令違犯たると同時に、不謹慎の責を負はなければならぬ。之に反して、若し其適用なしとせば、吾縣下の學校長は、猥に正科を廢したるの責を免れぬ。

學校の唱歌は娛樂ではない。孔子の所謂禮樂である。若し之をしても停止すべしとなれば、國葬の儀式に吹奏する哀の極かなしみのきはみも亦廢すべきである。滑稽こつけいといはうか。笑止といはうか。子供にもわかる此位の理窟が、學校長ともあらうものに、なせわからぬのか。いふだけ野暮のぼだが、是れ寧ろ學校長たるが故にわからなくなるのである。かたまり過ぎるからである。馬鹿に恐縮きょうしゆくがるからである。其れも宜しい。幾ら固まつても、幾ら恐縮きょうしゆくがつても、そんなことは構はぬが、學校

の正科の何たるかを、さつぱり知らぬとあつては、眞に捨て措き難い。是れ取りも直さず、學校の唱歌も、寄席の音曲も、丸で同だといふことを、學校長自ら證據立て居るのである。

文部省とても亦そうである。學校長のあたまの程度は、疾くに御承知の筈であるのに、なぜ又訓令を出してやらぬのか。斯くては折角、正科を休ませない苦心も、丸で水の泡になつてしまつた。是れ果して、當局者の意思であらうか。勅令の精神であらうか。

(大正二年七月十日)

二十六、力餅

あら尊と、青葉若葉の日の光と、其むかし芭蕉翁に歌はれし日光の山、あすは畏くも、大君の御幸を迎へ奉らむとて、一段の光彩を添へぬる尊とさよ。

長男健夫は、此春四學年に進みて、新に地理の學科加はり、關東地方の部より學び初めたれば、母は吾に、次男、三男をも伴ひて、歸省中を幸ひ、日光に修學旅行を試みてよとのことなりければ、月の十六日、隣りの子ひとり加へて、同行五人、各々お握りを背負ひて、午前八時小山發の列車に投す。途すがら、四方の地理を説明しつゝ、

定刻彼地に着きぬれば、徒步にて東照宮の山内に至り、茶店に憩うて、辨當を開き、食後の菓子は、名物の力餅二益、此價僅に七錢なり。いでや靈屋拜觀と立出づれば、觀覽料八十錢といふに一驚を喫し、はたと思ひ止まりけるに、但し十二歳以下は無料とのことなれば、直ちに兒等を促して、其特典に浴せしめ、吾獨り店頭に止まりて、駄句を案す。

涼しさや 母がなさけのにぎり飯
丹碧の 五重の塔や 夏木立
涼風や 杉の樹立に 石燈籠
蟬なくや 老杉碧瓦 朱の鳥居

岩を噛む 溪の流や 蟬時雨
茶屋ありて 力餅賣る 清水哉

待つ間程なく、兒等は走り歸れり。共に連れ立ちて、二荒山神社に詣で、其あたりを、あちこちとさすらふ中、兒等は、ふと、いかめしき高札を打ち眺め、競うて読み下さむとするに、末段漢文の條に至つて、はたと行きつまり、父よ如何にと促しぬ。其文に曰く、
一、車馬を乗入る事。一、魚鳥を捕ふる事。一、竹木を折採る事。
右之條々於境内令禁止者也

と。吾之を一讀するや、思はず馬鹿ツと一喝したり。何者の無學なる、何すれぞ此醜體を暴露する。何すれぞ國民公徳心の向上を阻害

する。又退いて考ふれば、實に笑止とやいはむ。滑稽とやいはむ。車馬を乗入るなどいふと雖、たとひ乗入れよとて、今時に、此きつくななる石坂道を、乘上ぐる馬術の名人やはある。况んや、人力車、馬車、自轉車、自動車等、到底一步も不可能なり。又魚鳥を捕ふなといふと雖、此あたり見渡すところ、魚の住まむ池沼もなし。さりとて天を翔ける鳥は、捕へたくとも、翼あるを如何せむや。而して獸類を除外したる所を以て觀れば、日光山には、獸といふ獸は一頭も棲まぬものと見ゆ。閑話休題、吾々日本臣民たるもの、若し此制札無くば、猥に此等公徳違犯の行爲を演すべきか。之を敢てするものは、蓋し幼者か狂人の徒のみ。果して然らば、たとひ假名にて記

すも無益なり。况んや漢文をや。此漢文の禁制を読みこなし得る程の者にして、安んぞ此禁を犯すものあらむや。前段は假名交りにて、後段忽ち漢文に轉じたるは、邦人と支那人とに共通なる、一種折衷の考案なるか。何ぞ百尺竿頭、一步を進めて、更に歐文の書き分けを爲さやりしそ。殊に西洋人の多く來り遊ぶ土地柄としては、猶更解し難し。それとも、歐米人は公徳心なきが故に、其必要なく、邦人と支那人とは、公徳心發達せるが故に、此明文を必要とせるか。果して然りとせば、是れ吾國辱を世界に暴露するものに非ずして何ぞ。更に問はむ。此程の事辨へぬ日本人なりとせば、何ぞ更に進むで、大小便する事、塵埃を捨つる事等に至る迄、一々列舉せざる。支離

滅裂、矛盾、滑稽も、是に至つて極まれりと謂ふべし。殊に法律上より論するときは、狩獵法の存するあり。森林法の存するあり。各種の取締規則あり。何ぞ特に之を禁ずるの要あらむや。又國家道德の上より論するも、現に政府は、未成年者領酒禁止法案の如きものを以て、公徳心の向上を阻害するものなりとして、毎期の議會に反対しつゝあるに非ずや。而かも世界の人目に觸るゝ屈強の場所に、れいれいと此禁制を掲ぐるは如何。唯だ時として必要なるは、下乗のしるしなり。之無くば其境を認識し難きことあり。其他の文句に至つては、全く無意味なり。否甚だ有害なり。而して吾が此感想は、今日初めてのこと非す。伊勢の大廟に詣づること前後五回、毎に

忌々しく思ふは、此制札なり。殊に一段高く築き立てられて、筆太に前同様の三ヶ條を掲げ、漢文の禁止文句、一字一句違はず、最後に内務省とあり。若し偶ま外國人ありて、吾に其翻譯を求められむか。穴あらば入らむ心地こそすれ。彼等定めて思はむ、日本人の忠君愛國も知れたものなり。祖先崇拜も好い加減のものなり。伊勢の大廟は、最も神聖なる靈地にして、而かも猶ほ此禁制あり。國體の精華も、是に至つて大に疑ふべしと。果して然らば、内務省は、自ら大廟の尊嚴を傷くるものなり。吾國民を侮辱し、吾國體を侮辱するものなり。斯の如く、論じ去り、論じ來つて、氣焰萬丈、意氣既に晃山を呑むの慨あり。兒等よ、今父の説く所を、能く記憶せよ。

而して吾等日光來遊の記念として、此禁制の惡文字を、長く汝の手帳に留めむ。汝等十數年の後、父の此議論が誤れるか。累代の知事大臣、皆悉く誤れるか。一に汝等の判定に任せむ。早く勉強して成人せよ。吾國は未だ此の如くなさけなきなり。之を進歩發達せしむる者、實に汝等、小國民の責任なり。起て、奮へ、而して國家の爲め汝の全力を盡せと、撫然として憤慨し、肅然として訓戒し、飄然去つて、大谷川のほとりに出づれば、清冽なる流、奔端として岩に激し、見るからに神氣夾然たり。斯くて、もと來し道を踏みて、三時の列車に乘す。兼ねて鹿沼より朽木迄、自動車の便ありと聞きつれば、即ち茲に下車して、徒步十數町を隔つる乗降所に至るに、次物しぬる結構さよ。(大正二年八月十六日)

のは満員、其又次のは、發車夜にも入らむとのことに、急ぎ同じ道を引き返して、辛くも次の列車に投じ、嬉々として笑ひ戯るゝ中に、いつしか汽車は小山に着きてけり。扱ても此同行五人、三等汽車賃の外、七錢の力餅と八錢の茶代、合せて僅かに十五錢にて、日光見物しぬる結構さよ。(大正二年八月十六日)

二十七、紅蓮白蓮

泥の中より抜け出でゝ、濁りにしまぬ花蓮のそれならなくに、憂き
川竹に身を沈めて、世の浪風にさすらふ藝者風情も、固より根から
の賤の女にてはあるまじものを、業の久しき、習いつしか性となり
て、終に心から、墮落の淵に沈み果てぬるかなしさよ。而して其罪
悪は、獨り彼等の一身にのみ止まらずして、やがて人を損ひ、世を
害するに至るを觀れば、彼等の教育てふことは、一刻も忽にすべか
らざる社會問題に非ずや。而かも之が教育の方針、並に其方法に就
ては、大に一考を要するものあり。

夫れ蓮の遠く望むべくして、近く弄ぶべからざるは、其氣品の高きが故なり。之と等しく、彼等をして、泥水の中より超脱せしめむとせば、其品性を向上せしむるに在り。而して其品性を向上せしむる所以の途は、即ち其自重心を涵養せしむるに在り。而して其自重心を涵養せしめむと欲せば、宜しく先づ彼等の藝術の神聖を、自覺せしむるに如かず。而して其方法たるや、初より高尚なる哲理を談じ、窮屈なる道徳を説くに於ては、寧ろ害あればとて、何の益もなし、診にも、人を見て法を説けといひ、病に應じて薬を與へよともいふ。而して凡そ教育なるものは、一に全く同化の義に外ならざれば、先づ彼等に對つては、通俗教育を通り抜けて、余の所謂卑俗教育なる

ものを施さる可からず。換言せば、都々逸教育、端唄教育を行ふに在り。

吾が郷里に、母の隠居所あり。母が鰥寡孤獨、不具者の類を憫むこと、殆ど狂するに似たり。東京市養育院とは明治十九年來、東京盲啞學校とも、十數年來の親類づきあひにして、余が安達幹事、小西校長等に、厚き知遇を辱うせるは、全く母の賜なりとす。而して赤貧洗ふが如き吾家庭、平民主義を以て、不文の家憲とする吾家庭は、世の常の慈悲慈善を行ふに由なけれど、少くとも、彼等に同情するの念に至つては、敢て人後に落ちざるつもりなり。恰も月の二十二日は、吾が亡き父の命日なれば、彼等が百千萬劫相遇ふこと難き、

無上甚深微妙の法を、吾今見聞し授受することを得せしめむと、母は手づからお萩を作り、吾は自ら八百屋に赴き、西瓜、眞桑瓜、玉蜀黍の類を買ひとゝのへ、其足にて彼等の寓居を訪づれて、其來遊を促がしたり。待つ間程なく、彼等は手を携へて押し寄せたり。先づ茶菓を饗して、吾は玉蜀黍の横かぢりを、續けざまに三本試みて、彼等にもすゝめたり。斯うして見せねば、彼等は容易に打ち解けず。さなきだに此輩は、吾等が前に正坐することさへも、いひしらず窮屈にして、又吾等の家庭に立入ること、餘程煙たき思ひなり。即ち此の如くして、先づ第一に、彼等との同化作用を起すこと肝要なり。やがて歸省中の三兒を相手に、或は力士となり、呼出しこなり、行

司となりて、賑はしき花相撲に興を添ふれば、千秋樂には、吾が自作の數へ歌を合唱したり。是れいふまでもなく、徐ろに卑俗教育てふ、吾が圈内に引入るゝの下心なり。猶ほ序ながら附加するは、吾家庭の教育として、早くより兒女の脳裡に、所謂平民主義を鼓吹せむには、大臣大將の前にも、藝者風情の前にも、平等の態度を持つることを、親しく實驗せしむるに如かずと爲すなり。

折しも西瓜、まくは瓜、見るからに美味掬すべく、運ばれぬれば、先づ吾と數片をものして彼等にすゝめ、其間咄嗟に、彼等の藝名を結びて、都々逸を案じ、之を紙片に書き付けて、朗吟したり。其文句に曰く

萬歳

ぬしとわたしは萬歳樂よ

京屋きのふの仲ぢやない

喜多八

彌次と喜多との仲好い旅を

ぬしとふたりでして見たい

當八

はなれ座敷の當八拳を

うつす葉ごしの障子影

桃奴

はなれ座敷の當八拳を

さそふ春風そよ／＼と

清元梅が笑へば柳が招ぐ

桃は氣まゝに咲くわいな

牡丹

狂ふ獅子さへ牡丹の花にや

心うつすぢやないかいな

のし子

ほしいお方にやいつでも進上

水引結むでのしつけて

朗吟し了れば、母が心盡しのお萩は、

小さく可愛ゆきこと、どこや

らの名物、そつくりといふ出來にて、さもうまさうに盛り出された
り。吾は先づ御ごくみに、忽ち八つ許りものして、彼等をもてなせ
ば、數をいうては、聊か色けがさむる故、茲には畧するも、彼等と
て吾に劣らず、遺憾なく勉強したり。

吾は徐ろに、煎茶一椀を喫したる後、彼等がお手のもの、俗歌俗謡
につき、作歌と作曲の關係を説明せむが爲めに、「秋の夜は長いも
のとは、まん丸な」の一句を引用して、「秋の夜は長いものとは」の句は、
修辭上宜しからず。「は」の字重なりて、耳障りなり。即ち歌ふ者に於
て、巧みに之を避けざるべからず。又長いものと、丸いものとを對
照せしめたる、作者の苦心を味ひ、長いものは長いやうに、丸いも

のは丸いやうに歌ひ分けて、長き時間美を發揮すると同時に、其耳
障りをも打消して、まごかなる空間美を歌ひ出さるべからずとて、
之が獨唱を試みたり。(長いものとはに二十二秒、まん丸なに十七秒
を要す) 次に京の四季の末段、眞葛が原にそよくとの一句を引用
して、之を修辭上より解剖し、國語にて、ハ行とラ行と結び付くと
きは、概ね廣きものとなるを常とす。ひろ、はら、ほら、ふろ、ほ
り、はれ、はる等の如し。而してはらの二音は、何れもオの母音に終る「そよく」
の語を以てしたり。即ち之を歌ふものは、宜く作者の苦心を玩味し
て、其美を發揮せざる可からずとて、之を朗吟したり。(原は太く大

きく、そよくは細く高く、……遺憾ながら、是れ許りは茲に記し難し。讀者來り訪ふものあらば、いつにても歌つてお聞かせ申すべし。猶ほ吾とても、特に之を稽古したるにはあらで、其初めなにがしよりの聞き覚えなりけるを、國語の思想より論斷して、終に茲に至れるものなりとて、學問のおそろしさ、比較研究の必要を諭して、相當の刺激を與ふることを得たれば、此機を外づさず、更に突き進みて、精神上の修養に及ぼし、客觀的に最も不眞面目なるとは、最も眞面目なる精神に基かでは爲し難し。都々逸一つ謠ふにも、一生懸命にやるべし。眞面目にやるべし。うはの空に爲すべからず。好い加減にごまかすべからず。一の都々逸に、其精神力を發揮し得る

ものは、如何なる正業に轉じても、確かに成功し得る人なり。一節の端唄に、うはの空なるものは、何になりても、成し遂げ難き人にして、けふは向の岸に咲く浮草のそれの如く、終生泥水稼業に朽ち果てぬる人ぞかしと、肅然として襟を正し、暉身の力をこめて訓戒しぬれば、彼等の或者は、感殊に深きものゝ如く、ひたすら再會を乞うて、辭し去れり。吾亦其翌日歸京したるに、母よりの報告に曰く、彼翌日、其一人なるなにがしは、何悟りけむ、或る生花の師匠の許に、弟子入を爲したりと。嗚呼吾が真心は、果して空しからざりしなり。之を聞きたる吾が喜び、讀者幸に察し給へ。それにつけても、いとしきものは、不具の子なり。止みがたきは、社會の教育

なり。(大正二年八月二十二日)

一一一

猶ほ序ながら、之も其頃、彼等に書きてつかはしける筆のすさびを、左に掲げむ。之は兼ねて、何がな吾町にちなみたる俗歌をものとしてよど、さる人々にすゝめられたれば、常に其心してありけるに、是は中々容易の業にあらず。茲にはたゞ折にふれて、口ずさみたる戯れを記すにま。

さとのながめ

八雲立つ、出雲八重垣妻ごめに、八重垣作る其八重垣の、尊き神の森一重、せなかあはせの一夜妻、深きなさけにつひゐついけの、

朝のけしきの心地よさ、酌みつ眺めつ時しらぬ、山は富士の峯い
つとてか、鹿の子まだに降る雪の、つもる戀路の胸の中、もゆ
る思ひもしなのなる、浅間の山や那須が岳、とけてほどれて黒髪
の、亂れてけさは物をこそ、思川原の春の風、水のまにく船う
けて、さしつさゝれつ酌む酒の、數も古城の七つ石、ゆるがぬ契
りかたむれば、あれ東に筑波山、山もめうとのむつましさ、葉山
繁山いとしげく、君が恵みは吹く風も、枝をならさぬ大御代の、
國の光りぞありがたき。

二十八、腹藝

最近に、小山、栃木の警察署、並に真岡の如來會にて爲したる講話の一節なり。

昔は明治座あたりで、先代の左團次が、十八番で、血達摩などといふ藝を見せたものだ。舞臺一面アルコール仕掛けで、猛火炎々たる真只中に、大川友衛門が、宙乗りか何かの大車輪を演するので、大向から大分受けたものだ。然し今は流行らぬ。第一警視廳あたりで許すまい。之は丸で輕業か手づまである。名優の爲すべき藝當ではない。劇に於て最も尊ぶべきものは、團十郎の所謂「眼玉」一つがたつ

た千兩で、肝心のにらみが利かなくてはいかぬ。是が即ち千兩役者の千兩役者たる真價である。こんば返りをしたり、さちほこ立ちをしたり、手先足先の末技は、馬の足の役である。眞の名優の技倆は、即ち其腹藝である。團州が高位高官に扮するときは、唯だに舞臺ばかりでなく、私宅に歸つても、其氣位を持續して居る。女中などは、遙か下つて、次の間からでなければ、物を言はさぬ……位だつたらうと思ふ。淨瑠璃では、大功記十段目を大物として居るが、之は大閣様のやうな、豪らしい人物が出て来るからであつて、之をかたるものは、自ら其氣位にならなければならないから、それでむづかしいのである。歸する所、瞰と貫目の問題である。言ひ換ふれば、精

神力の問題である。人格問題である。即ち腹藝なるものは、精神力の發揮若くは人格の發現である。それであるから、大きな藝を見せやうと思へば、腹藝でなければならぬ。にらみが利かなくてはいかぬ。貫目が付かなければいかぬ。腰が据はらなければいかぬ。一言にしていへば、即ち精神力を發揮しなければならぬ。人格の發現でなければならぬ。

教育、行政亦然りで、皆腹藝でなければならぬ。教科書や法令は死文であつて、之を活用するの妙は、教師若くは行政官其人の一身に存するのである。而かも之は獨り教育と行政のみに限らぬ。凡そ何事たりとも、指導者其宜しきを得ざるときは、終に千里の差異を生

じてしまふ。例へば、醫師が患者を診療する場合でも、同じ見立てや、同一の調剤を、甲醫乙醫が之を投じて利かず、丙の醫師が投薬するに至つて、始めて効を奏することがある。之は全く患者の精神作用で、患者が甲乙の兩醫を信用しないで、唯だ丙醫のみを信じて居るからである。従つて藥物其ものに信仰があるから、言ひ換れば、信仰其ものを服薬することになるのであるから、之は必ず奏效するわけである。是れ畢竟、醫師の精神力に依るのである。醫師の人格に感應するのである。是れぞ即ち腹藝である。以下吾輩は、特に教育と行政とに付て、之を釋明しやうと思ふ。

吾輩が此頃、或小學校長に、「あなた方は其日の仕事をしまつて、學校から家に歸つたら、定めしがつかりするでせうね」と、お世辭半分にたづねて見たら、待つてましたといはぬ許りに、「いやはやどうも風呂にでも入つて、おみきの一一杯もいたゞかうものなら、それこそ立つた物を横にするのもいやすになります」と答へた。斯ういへば天野の事だから、「定めしく、實にお察し申しますよ。學校の教師方といふものは、所謂様の下の力持ちで、人の知らない苦勞をしますからね」と言つたやうな調子に、合槌を打つとでも思つたらうが、豈に圖らむや、天野は大不平、甚だ以て其意を得ぬと切り込むだ。頑是ない子供、神聖なること神の如き子供と、終日樂しく遊び暮らしたる、心氣一層爽かになるべき筈であるのに、疲れたり、がつかりす

ることは、怪しからぬことである。それなら定めし學校で、子供と終日にらみつくるをして來たに相違ない。言ひ換ふれば、力瘤の入れ所が悪かつたに違ひない。それで馬鹿に肩が張つたり、腰がだるくなつたりするのである。何の事はない、不手な自轉車乗りと同じ事で、始終ハンドルに許りかぢり付いて居るから、ギクシャクして、忽ち右へ、忽ち左へ、遂に墜落してしまふ。おまけに肩を張らしたり、節々を痛めたり、甚だしきは、怪我をしたりする。之は全く力の入れ所が悪るいからである。處が段々慣れて來て、腰がチャンと据はれば、手放しても乗れる。言ひ換ふれば、車體と吾どが合致して、一つになつてしまふ。吾輩の口僻に所謂同化作用である。是れ

が即ち眞の腹藝である。之に對照して、前の腰の据はらぬ、手の先許りの教育を名けて、吾輩はハンドル教育と謂ふ。

之は一寸謠曲をうたふにしても同じことである。眞赤になつたり、青筋を立てたり、お湯を飲むたりする謠曲は、物にならぬ。五六番續けてやれば、きつと聲を嗄らしてしまふ。おまけに喉を痛めたり、胸を悪くしたりする。之は力の入れ所が悪いからで、腹へ力を入れずには、喉の先や舌の先で謠ふからである。従つて斯ういふ謠は、人が聞いて感動しない。之に反して、ちやんと姿勢が極まつて、精神が統一すれば、謠へば謠ふだけ、多々益々神氣爽然たるべき筈である。演説でも同じ事である。如來會では三時間と十分、立て續けに

しやべつたが、開口一番、若し吾輩の聲が段々嗄れて來たり、水の
一口でも飲むやうなら、吾輩の演説は一文の値もない、取るに足ら
ぬ妄言であると廣言した。又此次お目にかゝるときには、吾輩の血色
が悪かつたり、目方が一貫目でも減つたやうなら、最早斷然講話は
止めてしまふと誓言した。吾輩は今年三十八歳で、體量が約二十一
貫あるが、精神身體共に發達するのは、之からだと思つて居る。ま
だ今はひよつ子はをろか、九で卵のやうなものである。そこで、十
年來ひとりで寫眞といふものを取つたことが無いのを、此告白の證
據たる對照物件として、最近特に撮影して、此本の口繪に添へた次
第である。

擊劍柔道の寒稽古をしてもそうである。曉風膚をつんざく頃、意氣
天を衝いて、道場から戻つて來る時の爽快さよ。浮世の馬鹿は、ま
だ惰眠を貪つて居るかご罵倒しながら、家に歸つて、朝御飯いたい
く時のおいしさよ。やがて仕度して登校すれば、馬鹿にあたまが善
くなつたやうな氣がする。(之は柔道の經驗であるが、其他何でも同
じ道理である)若し之に反して、稽古をしまつて家に歸れば、がつ
かりして先づ寝ころび、欠伸をしながら、さもおつくうに食事して、
學校に行つては、居眠り詣りして居るやうな連中は、稽古に身が入
つて居らぬからであつて、其稽古は必ず有害である。

斯く論じ来れば、教育も亦正に此の如くで、身の入らぬ教育は有害

である。又そういう教育を施すときには、身神に疲勞を感じるのである。そのくせ斯かる教育家自身のいふ所を聞けば、注入教育は有害であつて、開發教育、助長教育でなければならぬとは聲言して居る。そこで吾輩が悪口をいふのは、其あなた方が開發助長と思つてゐらつしやることが、焉んぞ知らむ、吾輩の眼から觀れば、大變な注入なのである。さればこそ胃頭にいふ通り、原則は死文である。之を如何に開發し助長するかは、各自の腕に在るのである。否、腹に在るのである。言ひ換ふれば、無我一念の精神力に俟たなければならぬ。圓満なる人格に俟たなければならぬ。

天下の行政を行ふことも亦全く同じことである。行政も亦一種の教

育である。而して教育は同化の義であるから、行政も亦同化作用を以てしなければならぬ。而して同化作用を起す原動力は精神力であるから、其局に當る者は、精神の修養を努めなければならぬ。淨璃璃に、阿古屋の琴責めといふ一段がある。狂言奇語の類とはいふものゝ、吾人に對する大なる教訓である。阿古屋は才色並び優れた遊君で、平家の侍大將、惡七兵衛景清の行衛を詮議されたが、唯だ知らぬ存せぬと許り、一切口を鎖して白狀せぬ。茲に秩父の庄司重忠は、知勇兼備の武士で、威あつて猛からぬ、天晴な人格者であつた。いでや吾代つて調べ呉れむと、阿古屋をはたと打ち見やり、嗚呼いとしのものよ、男女の情緒正に此の如きかと、吾知らずほろりと涙

の露を宿した……かどうかは知らぬが、大に同情を寄せた。阿古屋も亦重忠の精神力に感應して、茲に互に同化作用を起した。而して重忠は終に事件の心證を得たのである。之が即ち重忠の腹藝である。唯だ口の先で、ガア〜〜怒鳴り散らかしたり、腕づくで拷問に掛けたりしても、とてもだめな事である。

之と同じく、甲の警官が命することは、人民が三の中の一しか、いふことを聞かぬが、乙なら二つきく。又丙が命すれば、悉く行はれるといふ現象がある。之れはとても腕づくではいかぬ。サーベルでもいかぬ。所謂にらみが利かなくてはだめだ。貫目が付かなければだめだ。威信が具はらなければだめだ。之を名けて腹藝と謂ふ。昔の

巡查が、盆踊を追飛ばしたやうに、東を拂へば西へと逃げる。西を拂へば南へ走る。變現出沒極まりなく、巡查は終に奔命に疲れてしまふ。斯くて自ら味噌を付け、男を下げて、終には警察の威嚴を失墜してしまふのである。吾輩は之を名けて、サーベル行政、若くはハンドル行政と謂ふ。幾らサーベルを厳めしく釣つても、家に歸れば寝ころむで、浪花節などをうたつて居ては、とてもにらみの利かう筈がない。

前には自轉車にたとへたから、今度は乗馬の例を擧げて見やう。初心の人馬に乗ると、手綱に計りかぢり付いてゐるから、馬に馬鹿にされて落される。之を名けて鞍上に人なしと謂ふ。それから少し

上手になつて來ると、いやにそり返つて、意氣揚々、鞭を揚げて、散々に乗りちらかすから、馬はへとくになつてしまふ。此状態を名けて、鞍上に馬なしと謂ふ。處が上手な騎手になると、ちやんと腰が据はるから、人と馬と合體する。即ち同化するのである。是れ即ち腹藝である。治者と被治者との關係は、正に此の如くでなければならぬ。即ち命せずして行はれ、戦はずして勝つの兵法を學ばなければならぬ。是れ即ち精神力の發現である。人格の感應である。從つて吾人は、精神の陶冶、人格の修養に、吾が全力を注がなければならぬ。言はずや、君子は己の爲めに學ぶ。實に千古の金言である。(大正二年九月二十五日)

二十九、葛かつら

桂公薨じて、世人多くは、公が晩年の不遇を憐むて居る。蓋し、公が第三回の大命を拜して、所謂三日天下の醜體を演じたことを以て、味噌をつけ、男を下げたといふのである。おほかた、御當人自身も亦、然か思つて居られたかも知れぬ。成程、其大命を拜するまでの魂膽は、餘り感心したものでなかつたかも知れぬ。少くとも、先きが見えなかつたといふ讃嘆は、どうしても免れない。然しながら、吾輩を以て觀れば、其所謂男を下げたと見らるゝ點が、公一生の歴史中、最も公の器量を揚げたものであると信する。あらゆる罪過も若

しあつたとすれば、公が一たび骸骨を乞うたことに依つて、悉く消滅した。位山のぼりつめたる月の桂男も、いつまでも超然として、高嶺にひとり、すまして居るわけに行かず、所謂官僚主義を捨てて、政黨を作り、輿論を本位とするに至つたことは、吾帝國の憲政史上、埋没すべからざる功蹟である。即ち公の如き、位人臣を極め、勳功赦々たる政治家を以てすらも、到底輿論に打ち勝つことを得ざることの活きたる教訓を、國民の脳裡に刻み込んだ一事は、最も尊べきものであると信する。

あるときは、ありのすさびにくかりき、なくてぞ人は戀ひしかりけると、古人も歌うて居るが、それがあらぬか、御多分に漏れぬ諸

名士連の談話が、新聞紙に充ち満ちて居る。或は公が日英同盟を結むだといひ、或は日露戰爭を斷行したといふ。吾輩敢て言葉咎めをするのではないが、凡そ戰を宣し和を講じ、及び諸般の條約を締結するは、憲法上、天皇の大權に屬する。如何に故人を賞めるにしても、斯かる非立憲的讀辭を呈するに於ては、憲政有終の美を標榜したる故公が、定めし地下に泣くであらう。又澁澤男爵の談話として、各新聞の發表する所に依れば、男が徳川慶喜公の不遇を憐むで、其優待方を各元老元勳に説くも、遂に聽かれなかつたが、桂公は一言にして引受け、忽ち之を實現したといふのである。男は論語の愛讀者であつて、又慈善家だと聞き及むで居るから、定めし、謙讓の徳

に富み、陰徳を施さるゝ御方であると信じて居つたのに、此談話に依ると、丸で御自分の功を銜ふとしか思はれぬ。又公徳上からいうても、甚だ穩かならぬ言辭である。凡そ爵位榮典の授與は、天皇の大權であつて、慶喜公授爵の恩典を以て、故公の功に歸するが如きは、僭越極まるといはねばならぬ。そこに行くと、さすがは尾崎行雄氏の如きは確かなものだ。日英同盟も桂内閣時代、日露戰爭も桂内閣時代というて居る。之なら少しも當り障りがない。

それに今一つ耳障りの文句がある。同志會の人々、寄るとさはると、二言目には、公の遺志を繼いでとやらかす。同志會は未だ主義綱領を發表して居らぬから、公の遺志なるものがさつぱり分らぬ。いつ以上は、所謂公の遺志なるものは、何の事やらさつぱり分らなくなつて來る。之は分らないのが當り前、そう申して居る御當人からして、既に無我夢中なのである。苟くも健全なる立憲思想を持つて居るものなら、公人として、おくびにも出すべきことでない。是れ畢竟、いふに落ちずして語るに落ちるもので、自分のあたまが、政黨本位でなくて、個人本位だといふことを、表明して餘りあるものである。人に依つて黨を作るものは、所謂小人の徒黨である。論語に

も、君子は周して比せすとある。黨人諸君、幸に故公の爲めに、ひ
むきの引き倒しをせぬがよい。餘り賞めすぎると、ぼろが出る。古
語に曰はずや、過ぎたるは猶ほ及ばざるが如しと。

(天正二年十月十一日)

三十、噫田中正造翁

翁とわが祖父爲三郎とは、早く既に、肝膽相照らし、意氣投合して、
所謂刎頸の交を結びたる中なれば、余は幼時より、親しく翁に接す
ることを得たり。殊に十年前、祖父を失へるこのかた、余はひとし
ほ、翁をなつかしく思ひてけり。

夫れ人は、棺を覆うて後、初めて其人格を知らるとかや。それかあ
らぬか、天正二年十月十二日に舉行せられたる翁の葬儀は、會葬者約
參萬と註せられ、弔詞の數殆ど壹千通に達し、少くとも本縣に於て
は、空前の盛儀たりしなり。さはあれ、翻つて翁の晩年を追想すれ

ば、本縣警察部は、翁を目するに、所謂社會主義者なりとして、角袖巡査を尾行せしめたり。又縣人の或者すらも、翁を以て、一種奇狂の徒と爲せり。あはれ此等の人々、今にして往事を追憶せば、心中豈に愧死するの思なけむや。然らずむば當局者は、何を以てか翁の葬儀に干渉を試みざる。故翁をしぬびて、永き袂を告げむと來り集へる數萬の會衆に、何が故に悉く角袖巡査を尾行せしめざる。翁は社會主義者にして、翁の人格を慕ひ、翁の主義にあこがるゝものは、社會主義者にあらざるか。滑稽も亦極れりと謂ふ可し。之に反して、余は寧ろ翁の晩年をこそ、最も尊敬し、最も同情するものなれ。

凡そ當世の紳士、一たび口を開けば、忽ち天下國家を論じ、政治外交を評せずむば止ます。さなくば人に、豪らがられずとも思ふにや。成程よく考ふれば、其論の是非はともあれ、其題目が大きいだけに、是は一應豪らさうにも聞こゆめり。又確かに、見榮え聞き榮えのする、はでな遣り方たるには相違なからむ。余どても固より、政治外交を論斷するを以て、強ち惡しとはいはじ。確固たる主義定見に基き、確信を以てするの所論は、國家の爲め大に望む所なり。さるを稍もすれば、市井の徒、年少の輩、眼に一外字なく、政治年鑑の一页をさへも、縹きたることなくして、唯だ徒らに他の尻馬に乗り、わけもなくざわくと、附和雷同するものあるは、抑も

何たるなさけなきことかな。彌次も大隊長ぐらゐならまだしも、彌次馬の雜兵などと來ては、殆ど手のつけやうもなし。政治上の術語、之を陣笠と名づくとかや。然れども是れ、人格を認めたるの謂なれば、猶ほ手ぬるし。余は寧ろ、傀儡子に使はるゝ人形とやいはむ。案山子とやいむ。而して其惡用せらるゝ點より觀れば、遙かに其以下なり。此等の徒、宜しく謹むで、翁が舍利の紛末を、一匙仰いで可なり。實に翁は、終始一貫、確固たる主義主張の下に活動せるなり。超然たる自重自信を以て邁進せるなり。而して其精神力の偉大なる、其氣慨の高潔なる、最もじみなる社會問題、少しも見榮え聞き榮えのせぬ地方問題に、株の下の力持となりて、其全力を注ぎし

なり。あはれ世には、精神上及物質上の素養もなくて、徒らに國家中央の問題に、喋々たるもの多けれど、一地方の問題、社會風教の問題には、其研究を費すもの蓋し渺し。況んや其精神力を發揮するをや。それにつけても、余は益々翁を尊敬し、追慕して止まざるなり。翁が絶叫したる鑛毒問題は、成程一地方の問題に過ぎず。而かも鑛毒は黃毒にして、遂に黃金の毒と化し去れり。是れ即ち社會風教の害毒に非ずして何ぞ。谷中問題、利根渡良瀬の治水問題亦然り。凡そ人として、己が地方の問題を意とせざる者、何ぞ天下の事を論ずるの資格あらむや。社會風教の問題を解せざるもの、安んぞ國家を憂ふるの素質あらむや。古人いふあり。道は邇きに在り、却て之

を遠きに求むと。宜なる哉言や。翁は正に通き道を求めたる人なり。
嗚呼翁一たび逝きて、また其後をたどるものは誰ぞ。

二五〇

(大正二年十月十二日)

柄の落葉終

定價金七拾八錢

送料金八錢

不許

複製

大正二年十一月十日印刷

大正二年十一月十五日發行

(葉落の柄)

著作兼 白山御殿町百廿七番地
東京市小石川區
發行者 天野弘一
東京市麴町區下六番町十七番地

印刷者 松澤江三
東京市麴町區下六番町十七番地

印刷所 同勞舍
(電話番町三六九番)

小山渡邊安藏

烏山

松本常吉

鹿沼

田村書店

北村書店

森書店

小林安次郎

眞岡

宇都宮市杉原町八番地

(電話四百三十二番)

大田原

佐野

青木大盛堂

出井書店

直井米吉

足利

小山

橋木

賣捌書林

發行所
書肆内田濱吉

法學士 辯護士 天野弘一先生著

版三 教育國民法律大意

○菊版全一冊◎
紙數四百三十頁
總クロース上製
定價金一圓二十錢
郵稅金十四錢

本書は先生が司法官として又辯護士として十數年間蘊蓄し經驗し來れる活世間の實情に基き又現に先生が業務の傍ら熱心なる教育家として親しく教鞭を執られつゝある中學校の法制講話を斟酌して普く一般國民必讀の書たらしめむが爲に極めて通俗平易を旨として懇切丁寧に婦女子にも解し得らるゝ面白き講話體にて著述せられたるものにして世の常の法制教科書若くは法學通論の類と全然其趣を異にするものなれば一般家庭に適切なるのみならず特に農、工、商の實務に從事する諸氏並に小學校職員及中學生諸君の爲めに無二の良書也。

發賣所 東京市神田區南神保町
電話本局三二三一四四九番 有斐閣書房

IT 2E - 96

終

